

岸和田市住居表示審議会公募委員の選考方法及び評価基準

(選考方法)

1. 事務局により応募資格等の形式審査を行う。岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例及び施行規則に適合し、さらに18歳以上で岸和田市に在住、在勤または在学するもの。
2. 選考委員により提出小論文を審査、採点する。
3. 採点方法は、下記評価基準の4項目の基準により各々5段階評価を行い、選考委員4名分を加算して合計点を求める。
4. 小論文採点の後、合計点40点以上のものから応募理由等も検討し、選考委員の協議により公募委員を選考する。
5. 小論文採点の際は、応募者の氏名等は明示せずに選考する。
6. 選考結果は、全応募者に通知する。

(評価基準)

下記の基準に基づき5段階評価を行う。

1. 意欲、積極性：審議会委員として意欲を持ち、積極的に活動が行えるか。
2. 論点整理：文書の主旨、論点が整理され、現実との矛盾がないか。
3. 客観性：一般市民の視点を代表している点、視点が現実離れしたものではないか。
4. 委員適格性：委員としての責任を自覚し、公平な視点を有しているか。

(小論文のテーマ)

「住居表示とまちづくり」(概ね800字程度)